議案第３０号

専決処分事項の承認について

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第３項の規定により報告し，承認を求める。

平成２６年 ６ 月１０日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日

議 案	頁 数
30号	1

専 決 処 分 書

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成２６年３月３１日

守谷市長　　会 田 真 一

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２６年３月３１日

守谷市長　会田真一

守谷市条例第１４号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和４１年守谷町条例第１８６号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「１４万円」を「１６万円」に改め，同条第４項ただし書中「１２万円」を「１４万円」に改める。

第２１条中「１４万円」を「１６万円」に，「１２万円」を「１４万円」に改め，同条第２号中「（当該納税義務者を除く。）」を削る。

第２６条中「市税条例」を「守谷市税条例（昭和３９年守谷町条例第１３８号）」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成２６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の守谷市国民健康保険税条例の規定は，平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成２５年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案	頁数
30号	2

提案理由（議案第３０号）

提案の理由を申し上げます。

本案は，地方税法施行令の一部を改正する政令が平成２６年３月３１日に公布されたことに伴い，守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

主な改正の内容は，国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る賦課限度額の引き上げと，低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため，４割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。

よろしく，御承認くださるようお願いいたします。

参考資料

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表

改　正	現　行
（課税額） 第２条　（略） ２　（略） ３　第１項の後期高齢者支援金等課税額は，世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし，当該合算額が１６万円を超える場合においては，後期高齢者支援金等課税額は，１６万円とする。 ４　第１項の介護納付金課税額は，介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし，当該合算額が１４万円を超える場合においては，介護納付金課税額は，１４万円とする。 （国民健康保険税の減額） 第２１条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は，第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる	（課税額） 第２条　（略） ２　（略） ３　第１項の後期高齢者支援金等課税額は，世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし，当該合算額が１４万円を超える場合においては，後期高齢者支援金等課税額は，１４万円とする。 ４　第１項の介護納付金課税額は，介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし，当該合算額が１２万円を超える場合においては，介護納付金課税額は，１２万円とする。 （国民健康保険税の減額） 第２１条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は，第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる

議案第30号 3

額を減額して得た額（当該減額して得た額が５１万円を超える場合には，５１万円），同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６万円を超える場合には，１６万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１４万円を超える場合には，１４万円）の合算額とする。	額を減額して得た額（当該減額して得た額が５１万円を超える場合には，５１万円），同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１４万円を超える場合には，１４万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１２万円を超える場合には，１２万円）の合算額とする。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，３３万円に被保険者＿＿＿＿＿＿＿＿及び特定同一世帯所属者＿＿＿＿＿＿＿＿１人につき２４万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） アからカまで　（略）	（２）法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が，３３万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）１人につき２４万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） アからカまで　（略）
第２６条　この条例に定めるほか，国民健康保険税の賦課徴収については，守谷市税条例（昭和３９年守谷町条例第１３８号）の定めるところによる。	第２６条　この条例に定めるほか，国民健康保険税の賦課徴収については，市税条例＿＿＿＿＿＿＿＿の定めるところによる。